

2014年8月25日

福島県知事
佐藤 雄平 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 阿部裕美子
同 宮川えみ子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 長谷部 淳

2014年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

震災・原発事故から3年半が経とうとしています。8月18・20日に開催された全員協議会の質疑を通して、原発事故の「異質の危険」を見ようとしない国の福島切り捨ての姿勢と、第二原発廃炉すら決断しない東電の無責任さが浮き彫りになりました。

いまだに12万6千人以上が避難を続け、震災関連死者数は1748人（8月21日現在）、さらに震災関連自殺者数は本年6月末で55人にも上っています。原発事故被害の深刻さを県として重く受け止め、県内原発10基廃炉や「原子力に依存しない社会」の実現を国に対しより強く求め、原発事故被災の実態を全国と世界に発信することがひとときわ重要になっています。

国政の動きも無視できません。7月1日の「集団的自衛権行使容認」閣議決定から1ヶ月が経過した8月2・3両日、共同通信社が実施した集団的自衛権の賛否を問う世論調査では、若い世代で賛成が14ポイント近く減る一方、反対が18ポイントも増加するなど、安倍政権の「海外で戦争する国」づくりに不安と批判が広がっています。また、本年4月の消費税増税や円安による物価上昇などが国民生活を直撃し、4～6月期のGDP速報値では特に個人消費でここ20年来最悪の落ち込みとなるなど、政府がこの事態を「想定内」としていること自体とんでもないことです。普天間基地撤去・県内移設反対が島ぐるみの声となっている沖縄では、住民の海上抗議行動を排除するため立ち入り禁止水域を示す浮標（ブイ）が設置され、住民の抗議を無視して米軍新基地建設にむけた海底ボーリング調査が強行されるなど、住民無視の暴挙がつづいています。

これらの問題に共通するのは、住民の声を聞かず、政権の思惑を押し通す安倍政権の強権的な姿勢です。

安倍政権の暴走が、原発問題では全国の原発再稼働と原発に固執するエネルギー政策というかたちで現れ、県民を苦しめ、事故収束の障害ともなっています。震災・原発事故という未曾有の複合災害に苦しむ県民にとって、この暴走と対峙し県民の立場できっぱりとものを言える県政こそがいま求められています。

9月定例県議会を迎えるにあたって、以下の項目について要望いたします。

一、原発事故責任の明確化と事故収束対応について

1. 甚大な被害をもたらしている原発事故の原因をつくった国・東電の加害者責任を明確にするよう求めること。
2. 政府による「事故収束宣言」の撤回を求め、「原子力緊急非常事態宣言」発令中であることを真正面から受け止め事故収束に全精力をかたむけるよう、国に強く求めること。
3. 「原子力に依存しない社会」の実現へ向け、県内原発全基廃炉を国が決断するよう強く求め続けること。
4. 「汚染水は完全にブロックされている」とする政府言明の取り消しを求め、「国家の非常事態」として汚染水問題にとりくむ国の姿勢を明確にすることを求めること。
5. 汚染水対策と事故収束、廃炉へ向けて、国内外の英知を結集する目に見える態勢の確立を国へ求めること。
6. 汚染水対策の抜本策確立のため、東電敷地内にとどまらず、周辺地域を含めた地下水動態の調査・解明を国の責任で行うことを求めること。県の廃炉安全監視協議会としてもそのための機能・体制強化を図ること。
7. 原発事故収束作業に従事する労働者は、国家プロジェクト従事者と位置づけ、その位置づけにふさわしい待遇とし、長期にわたる作業にたずさわる労働者の育成・養成のしくみを国の責任で構築するよう求めること。

二、除染の促進について

1. 中間貯蔵施設設置については、国として最終処分に向けた基本方針を早期に示すとともに、双葉地方全体の将来像についても国の責任で示すよう求めること。
2. 中間貯蔵施設の設置及び管理運営にあたっては、長期管理にふさわしい責任と体制となるよう独自の立法措置を国に求めること。
3. 空間線量毎時0.23マイクロシーベルトを除染目標の目安としてきた市町村除染計画を尊重し、再除染を含めて国に財源保障を求めること。
4. 汚染土壌を保管するフレコンバッグの規格外製品の使用を中止させるとともに、すでに使用されたものについて破損対策を講じること。
5. 住宅除染が終了した地域でも山ぎわでは依然として高線量が観測されることから、山林除染の実施方針を早期に示すよう国に求めること。
6. 住民が生活している地域の除染が促進されるよう、作業員の確保について国が市町村を支援するよう求めること。
7. 除染作業員に設計単価どおりの賃金が保障されるよう、事業者への指導を徹底すること。

三、原子力損害賠償について

1. 故郷喪失慰謝料は避難指示のあった地域は差別なく支払われるよう求めること。
2. 旧緊急時避難準備区域の精神的損害に対する慰謝料が住民の実態に関係なく打ち

切られたことにより、避難者が生活困窮する事態となっている。賠償再開や生活支援を行うよう求めること。

3. 避難指示の解除から一年で精神的賠償を打ち切るとした指針の見直しを求めること。
4. 避難地域以外の県民への賠償を再開するよう求めること。
5. 特別な努力で収益を上げた農業者・事業者に対し賠償が減額されたり、打ち切られることがないように東電へ求めること。
6. ADRの和解案を尊重するよう東電に対し求めること。

四、被災者支援について

1. 復興公営住宅に希望者全員が入居できるよう建設を促進すること。
2. 借り上げ住宅を恒久住宅として活用するよう国に求めること。
3. 建設資材や人件費の高騰もあり、地震・津波も含めた被災者の住宅再建が進まない実情がある。支援金の引上げや半壊・一部損壊家屋も対象に加えるなど被災者生活再建支援法の改善を国に求めるとともに、県独自の支援策を講じること。
4. 子ども・被災者支援法に基づく支援策の一層の具体化を国に強く求めること。
5. 原発事故に被災した県民の自殺防止対策として、心のケアセンターの機能を強化し、個別訪問活動できる人員体制を整備すること。
6. 被災県民の健康対策として全県民の医療費無料化をすすめること。当面、がん検診受診率の向上に向けて個人負担を軽減するとともに、受け入れ医療機関の体制強化を図ること。

五、子育て・教育、医療・福祉の充実について

1. 子ども・子育て支援新制度のもとでも、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい福島県」の実現のため、市町村の事業計画が公的責任を明確にし、地域の実態とニーズに見合い、また、市町村による格差が生じないように、県としての支援を強めること。
2. 認可保育所を増設するとともに、保育施設の種類にかかわらず、保育士の正規雇用を増やし、0～2歳児の保育事業は全員が保育士の有資格者によって運営されるよう、県として支援すること。
3. 学童保育事業においても、新制度の基準に合致した常勤・専任の指導員確保や施設の整備が公的責任ですすめられるよう市町村を支援すること。
4. 子どもの虐待が増加傾向にあることを深刻に受け止め、関係機関の連携強化を図るとともに、丁寧な対応を行うための専門員の増加を図ること。
5. 子どもと保護者の心のケアをする長期的な体制を計画的・着実に整備するとともに、学校の正規教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校司書、養護教諭を増員すること。
6. 「過度に競争主義的」として国連子どもの権利委員会が日本政府へ行った是正勧告を県としても真摯に受け止め、全国学力テストの結果公表をやめ、参加の見直しとテストの実施中止を求めること。

7. 県による地域医療構想策定にあたっては、震災後の医療提供の実態や経済的理由による受診抑制や有訴率なども考慮した上で、医療資源の分布や人口密度、地勢など地域の実情に即したものとすべきであり、病床削減や医療費抑制を前提としたものとはしないこと。
8. 「全国に誇れる健康長寿県」を真剣にめざし、中学校区ごとに地域包括ケアシステムを各市町村が構築できるよう県が支援し、要介護者（支援者）への介護サービスの低下や市町村格差が生じないようにすること。
9. 医療・福祉・介護人材の確保のため、県として独自に受給見通しを策定し、養成・定着・離職防止対策を立てるとともに、賃金・労働条件改善のための支援策を具体化すること。

六、産業支援と雇用拡大、再生可能エネルギーの普及促進について

1. 福島・国際研究産業都市（イノベーションコースト）構想や医療機器産業の集積など、産業拠点の施設整備を県内中小企業の仕事確保や雇用拡大につなげること。
2. 富士通が会津若松市の関連二事業所をそれぞれ別の新会社に移行している。雇用は守るとされているものの、労働条件を低下させることのないよう事業者を求めること。
3. 県民参加型の太陽光発電事業などで再生可能エネルギーの飛躍的普及を図るため、中心的担い手となる人材の育成などの施策をすすめること。
4. 避難地域の事業再開に向け、支援制度の周知徹底などきめ細かな支援を行うこと。
5. 技術継承も含め農林水産業の復興支援策を講じること。

七、災害対策について

1. 台風11号の影響によって、喜多方市・北塩原村などで水稻の変色被害などが起きている。喜多方市だけでも被害は1,200ヘクタールにも及ぶとされ、引き続き実態把握につとめること。病気の発生やコメの品質低下も今後心配されるため、農薬の空中散布を行うなど、人的・技術的な支援を行い農家負担を軽減すること。全国的に集中豪雨などの局地的被害が頻発していることから、国に支援を求めること。
2. 県内でも局地的な豪雨などの異常気象による土砂災害などが頻発している。住民の生命・財産を守るため、市町村と協力して土砂災害等のハザードマップの整備と周知徹底をすすめるなど、防災対策をしっかりとすすめること。
3. 災害時には情報提供の成否が被害の大小を大きく分けることから、携帯電話へのエリア災害情報の発信等、県民に情報が確実に届く仕組みを構築すること。
4. 本年11月6～9日に予定される「みちのくALERT2014」は、米軍・豪軍と連携し自衛隊が実施するもので、災害を口実とした事実上の軍事訓練となりかねない懸念がある。少なくとも欠陥軍用機オスプレイの参加中止を求めること。

以上